

議案第 16 号

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の令和 3 年の人事院勧告に準拠して、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、同条例の期末手当を準用する会計年度任用職員において所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京丹後市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

- 15 令和4年6月に支給する期末手当の額から第16条及び第27条の規定により準用する給与条例のうち、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年京丹後市条例第●●号）附則第2項に規定する調整額は減じないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)新旧対照表

現 行	改 正 案
京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号 本則 (略) 附 則 1～14 (略)	京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号 本則 (略) 附 則 1～14 (略) <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)</u> 15 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額から第16条及び第27条の規定により準用する給与条例のうち、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年京丹後市条例第●●号）附則第2項に規定する調整額は減じないものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>